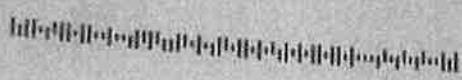


様



中野区福祉事務所長



一時扶助決定通知書

生活保護法によるあなたの保護を、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 保護変更年月日 令和 2年10月 8日
2. 保護変更の理由

- ・住宅更新料の計上
- ・更新料の返還

3. この決定による保護費

一時扶助	—	既支給額	=	保護費
		103,235		~103,235

追給額 (A)	返納額	業者/施設払 (B)	あなたに支払う扶助額
	103,235		円

4. 一時扶助の内訳

費 目	支 給	金 額	数 量	期 間
契約更新料	現金	0	1	令和 2年 7月

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中野区を被告とし(訴訟において中野区を代表する者は、中野区長となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(仮扶助があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次のDからEまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

D 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第48号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつた日)、又は不備を補正した日(起算日)から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。

E 国庫、決定の執行は手続の経緯により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

当市の財政を著しく圧迫することや正当な理由があるとき。

行政保護の申請、支給に関すること一節付録

請求(第1)章第2節第3項第1号及び第2号(第1号及び第2号)までが該当する。

様

令和 2年10月 8日 決定の過払金 に対して

103,235 円の納付書をお送りします。

各用紙に記載の納付期限までに、お近くの金融機関、
ゆうちょ銀行、地域事務所でお支払いください。

なお 令和 2年10月15日現在、全ての返還金の残高
合計は 103,235 円です。

問い合わせ先

中野区役所健康福祉部

生活援護課 高齢者保護係 専門員%

電話番号：03-3389-1111 (代)

内線 4516